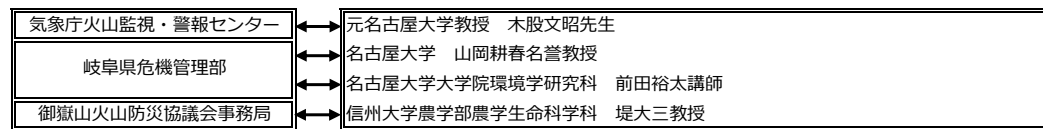
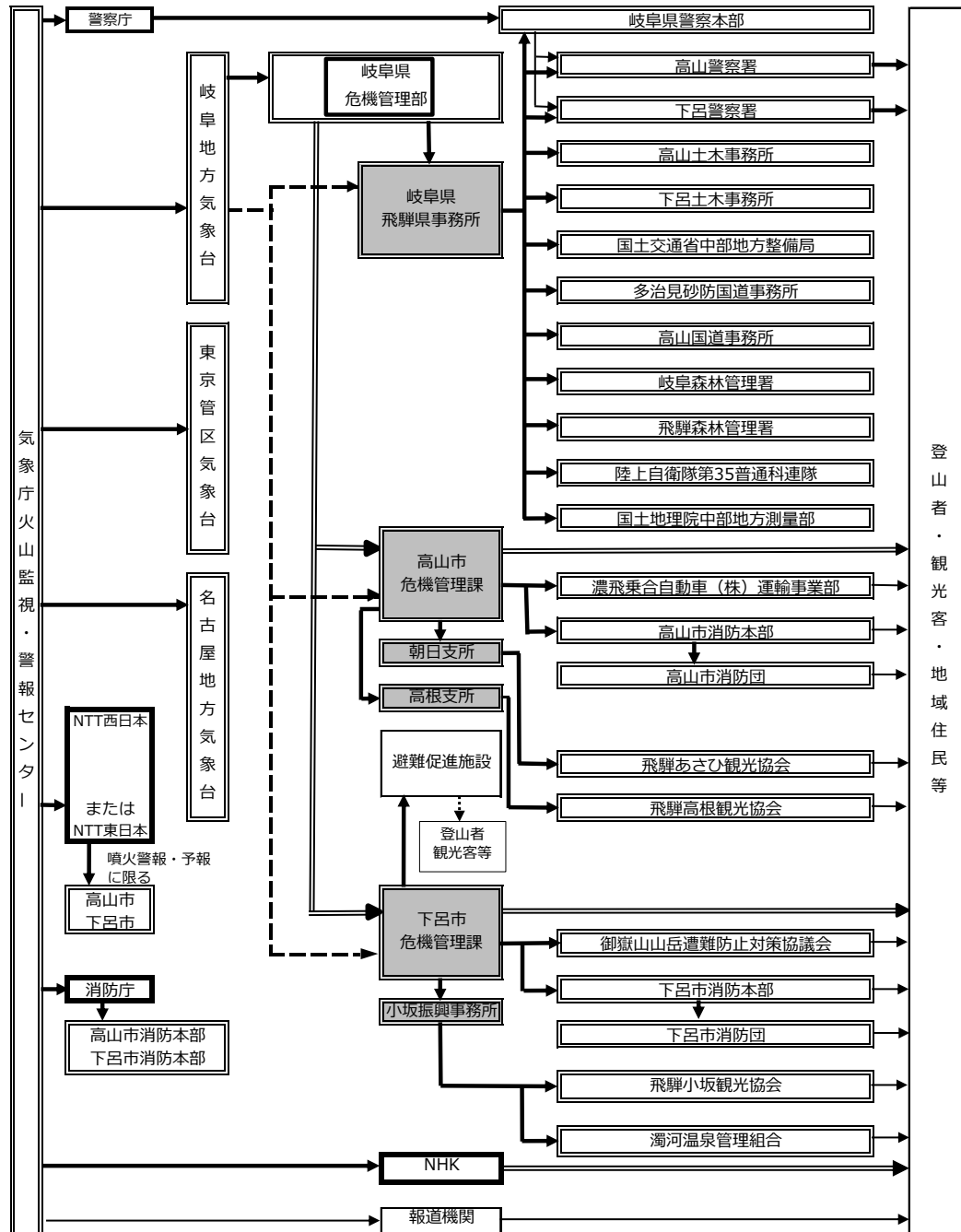


御嶽山火山防災協議会 火山防災情報伝達系統図（岐阜県側）



- ## 凡例

火山防災協議会構成機関

協議会・事務局構成機関

- ・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域））が位置づけられている通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された勝活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び線の経路を用いて行う。

また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

② 火山情報

【表 15】

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報・予報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生や、危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表する	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標で、噴火警報・予報に付して発表する	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表する	気象庁
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表する	気象庁
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表する	気象庁
降灰予報	噴火後に、どこに、どれだけ量の火山灰が降るかについて発表する。活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や、噴火直後には風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省

（2）情報伝達手段の強化

国・県・市町村は、登山者等への火山情報の伝達をより確実にするため、防災行政無線、緊急速報メール等を用いた情報伝達、また、登山口等における火山情報の掲示、避難促進施設や観光施設等の管理人等を介した情報伝達、ホームページによる情報発信など、情報伝達手段の多様化を図る。

また、スマートフォン等の携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、関係する通信事業者等と連携し、緊急速報メールの活用や、電波通信状況を改善するよう努める。さらに、登山者や観光客等が事前に電波通信状況を把握できるよう、通信事業者等が作成している電波通信可能エリアマップをホームページ等で周知するよう努める。

（3）住民への情報伝達

① 平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体を活用し、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示し、啓発に努める。市町村は特に、避難対象地域内の住民に対し、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達方法について、十分な周知に努める。

② 緊急性の高い情報の伝達

火山活動は時間経過とともに変化し、噴火に伴う現象も多岐に及ぶことから、各段階に応じた情報を、確実かつ迅速に伝達・広報し、今後の見通しなどもできる限り広報することが重要となる。市町村は特に、避難等

に係る緊急性の高い情報については、防災行政無線をはじめ、あらゆる手段を用いて、対象となる地域住民に確実に伝達する。

(4) 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、避難等の行動において、即時に対応することが困難なため、一般住民より早めに情報を伝達することが重要となる。市町村は、御嶽山周辺に位置する社会福祉施設等の要配慮者施設に対して、確実に情報を伝達する。

また、在宅の要配慮者に対しては、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは、十分に伝わらないことが想定されるため、市町村は、自主防災組織等による個別の情報伝達や障がいの内容に応じた情報伝達媒体を活用するなど情報伝達の支援を図る。

(5) 登山者への情報伝達

① 平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示するとともに、併せて、各登山口等で火山防災マップ等を配布し、啓発に努める。

② 緊急性の高い情報の伝達

市町村は、緊急速報メール、防災行政無線又はその他の手段により直接、あるいは避難促進施設関係者等を通じて、登山者へ危険区域内からの下山及び入山の禁止又は自粛を伝達する。

また、市町村は、予め定めた計画に基づき、災害対策基本法第 63 条第 1 項による警戒区域を設定し、規制ロープ、標識等により規制の周知を図る。

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、噴火警報等の情報を広報し、周知を図る。

(6) 観光客への情報伝達

① 平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示するとともに火山防災マップ等を配布し、啓発に努める。

② 緊急性の高い情報の伝達

市町村は、緊急速報メール、防災行政無線又はその他の手段により警戒が必要な範囲内の観光客に対し、迅速に情報を伝達する。その際、地理に不案内な外国人観光客への配慮にも努める。

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、旅行代理店、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、噴火警報の情報を広報し、周知を図る。

<住民・登山者・観光客への情報周知箇所>

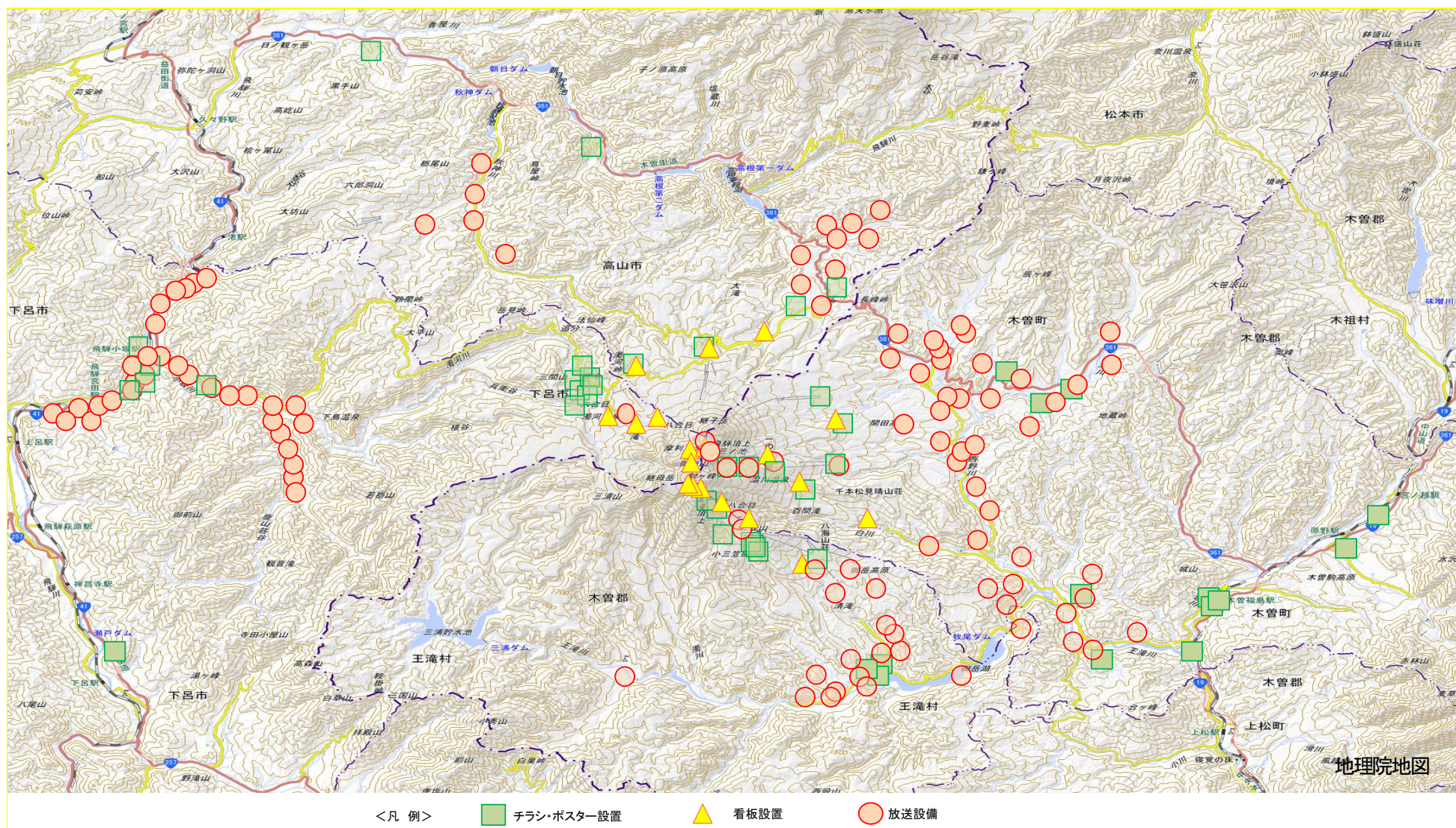
【表 16】

区 分	施 設 名	所在地	備 考
開田口登山道	開田登山口	木曽町	規制予告看板
黒沢口登山道	不易の滝入口	〃	規制予告看板
	御岳ロープウェイ飯森高原駅	〃	規制予告看板
	中の湯駐車場（登山口）	〃	規制予告看板
	行場山荘	〃	規制予告看板
	女人堂	〃	規制予告看板
	石室山荘	〃	規制予告看板
	二ノ池山荘	〃	規制予告看板
	黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所	〃	規制予告看板
王滝口登山道	田の原登山道入口	王滝村	規制予告看板
	八・九合目避難小屋	〃	規制予告看板
	王滝頂上避難施設	〃	規制予告看板
	御嶽神社頂上社務所	〃	規制予告看板
日和田口登山道	日和田登山口	高山市	規制予告看板
チャオ御岳 口登山道	旧チャオ御岳マウントリゾート	〃	規制予告看板
胡桃島キャンプ 場口登山道	胡桃島キャンプ場口	〃	規制予告看板
小坂口登山道	小坂登山道入口	下呂市	規制予告看板
	五の池小屋	〃	規制予告看板
	二の池ヒュッテ	〃	規制予告看板
	のぞき岩避難小屋	〃	規制予告看板

区 分	施 設 名	所在地	備 考
その他	御岳ロープウェイ	木曽町	
	開田高原マイアスキー場	〃	
	彩菜館	〃	
	道の駅三岳	〃	
	道の駅日義木曽駒高原「ささりんどう館」	〃	
	道の駅木曽福島「木曽市場」	〃	
	田の原遙拝所	王滝村	
	田の原社務所	〃	
	八海山	〃	規制予告看板
	御嶽スキー場	〃	
	飛騨高山御嶽トレーニングセンター	高山市	
	日和田高原ロッジ・キャンプ場	〃	
	道の駅ひだ朝日	〃	
	道の駅飛騨たかね工房	〃	
	濁河温泉	下呂市	
	御嶽濁河高地トレーニングセンター	〃	
	道の駅南飛騨小坂「はなもも」	〃	
	観光局	木曽町、王滝村	
	観光協会、観光案内所	高山市、下呂市	
	市役所・町村役場・支所	木曽町、王滝村、高山市、下呂市	
	JR 駅	木曽町、下呂市	
	コンビニエンスストア	〃	
	ガソリンスタンド	木曽町、王滝村、高山市、下呂市	

< 情報周知箇所位置 >

【図 15】



(7) 噴火警戒レベルに応じた情報伝達

市町村は、必要に応じ、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行う。

観測事項	広 報 文 例
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
噴火警戒レベル3 (入山規制)	こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避難指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)	こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル4(高齢者等避難)に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 なお、入山規制は継続中です。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
噴火警戒レベル5 (避難)	こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル5(避難)に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。 住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。